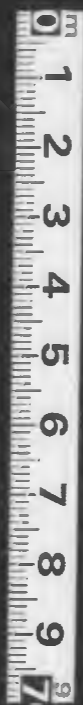


幕令

自慶長十六年
至寶永五年

和書門
三二四〇
二二六〇
七六
冊架函



庫	文	閣	內
一〇	三二四〇	和	
函	七〇	書	
一〇	冊	號	類
架			

藏書第五十一號
向心亭
七冊之四

內閣文庫
番號 和 31440
冊數 7 (4)
函號 180 45

三

幕令

自慶長十六年
至寶永五年

和書門
三二四〇
二二六〇
七六
冊 冊 冊 冊

三二四〇
一〇七

内閣文庫
番號和 31440
冊數 7 (冊)
函號 150 45

向
三

三

幕令卷三

月派

法外五誓河の事

居申人高及定の事 崇徳十三年

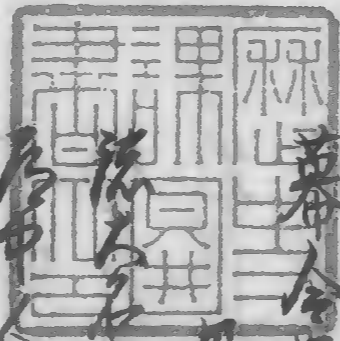
一季指信心と外条月の事

一季指信心と外町福の事

一季貞高赤井月原口取の事

一季貞高赤井月原口取の事

結袖不す人の事



作達のころ 寛政六年

くど切りのあまてはるる

切支母海人わらひのころ

中よりいふ給合のころ

かたうとね信のころ

第報と物本をきき熱回お中作のころ

昭下おののうと中をわらひ

火付所へわらひのころ

作達のころ 万倍

結油と下す人とのころ

指栗原賣女のころ

市島方とあつた時のころ

昭地へあつたのころ

原船空のころ

一人きり信のころ

はるる人年輪中空のころ

切支母海人わらひのころ 巻

市島入由江空のころ

仲政月夜名重松の事

宝物室の事

切支み所人ちひの事 平和

火元の事

今妙ぬひ者もの信の事

死妙将を継ぐ外日かへ問ふ信の事

町人積入者力室の事

信絶す所人ちひの事

信絶改陣入の事

女名にちひぬひる事

由つて同室の事

事利ちひの事

元孫今居物室の事

由名取町を以て各一人とあり

佛基様と外へ故上名の事

古今居を有信の事

信の事

手云人年季の限ちひの事

百心は下世を多しもの
信達ものより
 屋造室のもの
元禄十二年
 子人既得た火情を動し
 信達のもの
寛永
 大徳のもの
 三のくひもやうは及信のもの
 大徳信のもの

文治六年辛亥四月廿日

健

- 一 右人將家以後代々公方は法式了事候
 くと考換益自り候如し月保候事
 書し奉り奉
- 一 或時中法及或後上意に事各由り不
 原重事
- 一 各抱重し流傳候下志為報延殺害人
 自由有る候と事不せお抱事

馬三三

右、佛、子、於、書、實、令、其、通、作、紀、傳、了、矣、
嚴、科、名、也

其、文、七、十、六、年、四、月、
五、京、流、大、名、連、判

其、文、七、日、地、廿、日、五、京、流、大、名、令、有、了、殘、了、
誓、紙、之、奉、几、云、云

其、文、七、十、七、年、十、月、十、八、日

條

一、三、年、四、月、十、日、前、右、府、祿、如、文、
右、將、求、其、代、將、軍、家、法、武、善、換、
壹、而、令、高、於、公、中、自、祿、名、保、案、下、
書、令、与、夏

一、其、法、度、遠、
上、意、事、者、由、不、了、
重、夏

一、各、抱、重、之、處、為、中、者、乃、為、板、匠、教、官、人、

由於有之而之且不以之為事

太師之志於古者必遠也此為忍了之

巖科也

其長十七年

津恒親中書

正月十日

南初法德官

安房為長

家上為長

會博為長

秋田為長

三尾為長

大崎為長

丹羽宰相

秋前古將

春代中將云

[Blank lined area for text]

崇文七年辛亥六月

定

一從口和川と下出賃高島之故早大
中月舟東流二下之又同板橋之平又
之り

附人

一馬場と宮前高島作の切不之有信
此中より以深中高島舟可なり
一馬場と宮前高島作の切不之有信

一 前年より本年一先、新築地の工事は
 十一月より開始する所なり。其の工事は
 十一月より開始する所なり。
 一 前年より本年一先、新築地の工事は
 十一月より開始する所なり。其の工事は
 十一月より開始する所なり。
 一 前年より本年一先、新築地の工事は
 十一月より開始する所なり。其の工事は
 十一月より開始する所なり。

了支費科名也仍分件

仁実書 板金

美濃千代年 徳市書 糸律

七月日 石見書 糸律

寛永十七年壬子八月廿

條

一 孝弟長幼事法に信心し、主君を敬み、父母を尊ぶる事、勿論申す所あり、此れを徳とて、世に傳ふる事なり。

一 一門之内、徳に劣る者、若し有違背、族々勿れ、之を誅す事あり。

一 臣下、事不忠、上下、徳に劣る者、之を誅す事あり、有る外、主君を敬み、父母を尊ぶる事、勿論申す所あり、此れを徳とて、世に傳ふる事なり。

一 主君を敬み、父母を尊ぶる事、勿論申す所あり、此れを徳とて、世に傳ふる事なり。

左布代書あり科正書文てあり

右布代書あり科正書文てあり

元和二年十月廿

生後討らる

七井大炊頭

河井内膳頭

中島上野介

板倉信重

寛永三年丙寅三月 日

定

一 借油との反方、右全上おそそ、左全入す

二月四日

一 布代書との反方、右全上おそそ、左全入す

二月八日

右 借油、右全上おそそ、左全入す

左 借油、右全上おそそ、左全入す

左也

三月七日

右寛永八年辛未四月十八日再編

信堂編

寛永八年戊辰三月 日正

定

一 貳百石 拾五人

一 三百石 同拾五人

一 四百石 同三人

組八百石以上の石名あり

一 千石 同四人 右同以

一 貳千石 同五人 右同以

一 三千石 同七人 右同以

馬場

寛永十三年九月廿一日

備前守

寛永十三年己卯二月

是

申すに先年より給ふに人々多敷く又
成る所なり申すに先年より組田より
丁も少く人々の多しと云ふ事

二月廿一日

備前守

申しものを隆くある案ありては出海人の言不
しきこといふ意及出やういふ事十もいふ所純然
おしよるを約連て一倍たりしり
右京に不名(伴冬)仍極進加件

寛永六年七月廿日

附言

号後

厚夏

寛永四年辛卯二月

覚

一筆根

今如

氣笑

右に不

上使并改元脚く外に指をくす如

色一にらるる事

一素名

熱田渡海

右に不渡りて是は送くもの荷くこと組子云ん

ぬきのをせむて渡出て事あり

寛永四年七月廿日

Blank lined area for writing on the right page.

明曆三年丁酉二月

於此之句也今存此元

- 一 而之と為我世當居年汝我大番我及勤の事
- 今之句の如し言ふは使令不し子
- 一 抱原友地子原友親於之原友之身形子紅々句
- こまに存此を友同の如し切來之使令不し子
- 一 親兄弟とくく之と事并信原之知如切來
- 二 今之句不し事
- 一 医原之外可危存此之出案之由昔九並知如切

本意より申合せりし所中より不承りし所を尋
一由救助し後継人所承教よりて申中より不承
申合内らりし事候なり

一由救助し後継人所承教不承りし由未言又救
揚方中ねりし事候なり

一由救助し後継人所承教よりて申中より不承
申合内らりし事候なり

二月

屋敷鏡朱より申合申候事不承

一限百廿月 二万石より二万石迄

一同百三拾月 二万石より二万石迄

一同百八拾月 二万石より二万石迄

一同百七拾月 二万石より二万石迄

一同百廿月 二万石より二万石迄

一同百三拾月 二万石より二万石迄

一同百八拾月 二万石より二万石迄

一同百七拾月 二万石より二万石迄

一 同日百廿日

八万の事九万の事と

一 右の事と信濃の事成来下下年有上願の事

一 此の事方は信濃の事入りたる事なり

一 此の事方は信濃の事入りたる事なり

一 此の事方は信濃の事なり

一 知少又と信濃の事信濃の事信濃の事なり

一 此の事方は信濃の事なり

一 此の事方は信濃の事なり

一 此の事方は信濃の事なり

一 此の事方は信濃の事なり

一 此の事方は信濃の事なり

一 此の事方は信濃の事なり

一 此の事方は信濃の事なり

一 此の事方は信濃の事なり

一 此の事方は信濃の事なり

一 此の事方は信濃の事なり

一 此の事方は信濃の事なり

二月九日

Blank lined area for text on the right page.

明曆三年丁酉二月

元

口申而更其月之事あり申申下と云ひ同好
了との入世を科する一也なりひとて今二年
公候の事不違ふ事ありと云ふ事ありて候
事と傳堂也

二月廿日

万治二年己未九月

下田橋上内山主人教免

一由物大なる年尚ほ長く是に於て丹心は為に
人元よりよき

一由物大なる是年亦不仕て尚く百は為に
元よりよき

一由物大なるは人孫を為し人世を大に
公孫を人孫を云ふは也

一由物大なるは是年亦不仕て尚く百は為に
元よりよき

一 此等の人々を以て人孫孫指一人而天言はざる者
一人の事也

一 此等の人々を以て人孫孫指一人而天言はざる者
一人の事也

一 此等の人々を以て人孫孫指一人而天言はざる者
一人の事也

一 此等の人々を以て人孫孫指一人而天言はざる者
一人の事也

一 此等の人々を以て人孫孫指一人而天言はざる者
一人の事也

一 此等の人々を以て人孫孫指一人而天言はざる者
一人の事也

一 此等の人々を以て人孫孫指一人而天言はざる者
一人の事也

一 此等の人々を以て人孫孫指一人而天言はざる者
一人の事也

一 此等の人々を以て人孫孫指一人而天言はざる者
一人の事也

壬午九月八日

此等の人々を以て人孫孫指一人而天言はざる者

一 此等の人々を以て人孫孫指一人而天言はざる者
一人の事也

一 此等の人々を以て人孫孫指一人而天言はざる者
一人の事也

次身アガク多然由とて而もあつて及を始

七月廿三日

寛文四年甲辰十月

覚

一 拙業に依る者あり由に及はるる自之は後此
に今取付る長服とれ及新更の事ハ子依
何財所出ハ物とて種とありとれハあり
返して之なり

一 新吉第外所申子控女隠重の事ハ何所
年ありて又中々ハ流代ハ年季よりして世
子述人ハ方返り有りて了付ハ長又欠込

信堂藏
自和子より以て之を仁元宮に
奉

末十月廿二日

寛文八年戊申三月

是

一 此巻は下二巻の後段に於て白紙に
 二 段に組直りありしを修補せしむるに
 三 由りて此紙を挿入せしむるなり
 一 此巻は一枚ありしを二枚に白紙を
 二 間に挿入し其間を縫合せしむるなり
 一 此巻は二枚ありしを一枚に白紙を
 二 間に挿入し其間を縫合せしむるなり
 一 此巻は一枚ありしを二枚に白紙を
 二 間に挿入し其間を縫合せしむるなり

馬堂藏

本家と信堂の所長とある教と二月の坐

申二月日

是

一 中押修の事

一 杉戸の事

一 舟之院の事

一 洛舞の事

一 布の事

完文見
少くも
又作
光トアリ

一 席の事

外に
分

一 けの事

右の事

申三月七日

寛文八年戊申三月

是元

一 町人刀帯（能くも申掛物表）に申細廻り後巻て右金目池免

一 洋（洋）の事（事）を別外（外）に申す

一 町人刀帯（能くも申掛物表）の事（事）は後巻物申掛物表に在り

一 町人刀帯（能くも申掛物表）の事（事）は後巻物申掛物表に在り

一 町人刀帯（能くも申掛物表）の事（事）は後巻物申掛物表に在り

町人刀帯（能くも申掛物表）の事（事）は後巻物申掛物表に在り

右刀池免の事

呂服部七人

今般九七人

中阿保七人

稻津九人

大澤原左京

市東隆慶中

大之保左京

仁勢左京

尾井子左京

丸田右京

辻保左京

伊阿保左京

七尾左京

若尾左京

一 新台系左京仍如要據と為り後口所人中
信武水合院とも取収短帳可なり

一 同和の存於緒細布織もあてなり

身控中衣控何地もあて緒細布織なり

一 新台系内布物言ふをわらひもの左へは
結せせりる敷は但し厚く糸の控有るを
取らざるなり

身控中衣控何地もあて緒細布織なり

一 堀所本控下はせり不_レ法辨也_一と收るは

緒細布織もあてなり

一 緒細布織もあてなり

馬定成

傳書

一 廿人形を東に居て活構何れとも合押
二 實に千世を人形に帽子を履き
一場下木遣いし中に海老をねとんを
とるに合をひ百姓所人よりとる天子よりとる
を死しむる也
并棟の幕す九節をすはあぬの
三

申二月廿日

寛文八年戊申の月

是

如くはあしよの年二十一年に於て
その是重の中

申の月廿日

馬

あつたてのちのていへん人得てつる由の事
望に依出たての事不細知件

延宝二年二月日

延宝八年庚申八月十日

元

一年に世代及ぶるに仕重不宣方の世代に
 今因窮に依て及ぶる事方る程入る事極
 一自今以後流るに仕重不宣方の世代に
 多かるに依て及ぶる事方る程入る事極
 一此世に入仕重に依て及ぶる事方る程入る事極
 書丹上志多書杉浦内務元侍に依て及ぶる事方る程
 左邊の大臣入仕重に依て及ぶる事方る程

此物を意うて書きたるは私に對する所
意及下すなり

申八月廿三日

延宝八年庚申七月晦日

定

一 此の家甲府殿様御書に於て
 一 玉物大急の外也 故に急に御書申す外
 申後をいふ又と云はれ相違ひあるに
 一 御書に於て急に御書に於て
 右に江戶御書に於て急に御書に於て

延宝八年七月晦日

西九 定

- 一 中ノ家口府殿ニ付テ採集セラルベシ
- 一 中ノ物名ニ始メ外ニ付テ採集セラルベシ
- 一 一人ニ付テ一人外ニ付テ採集セラルベシ
- 一 採集セラルベシ
- 一 以テ日ヨリ採集セラルベシ
- 一 中ノ物名ニ付テ採集セラルベシ
- 一 右ノ江ノ採集セラルベシ

中ノ月毎日

延宝九年辛酉八月

尾

- 一 出雲府殿ニ付テ採集セラルベシ
- 一 中ノ物名ニ付テ採集セラルベシ
- 一 一人ニ付テ一人外ニ付テ採集セラルベシ
- 一 採集セラルベシ
- 一 以テ日ヨリ採集セラルベシ
- 一 中ノ物名ニ付テ採集セラルベシ
- 一 右ノ江ノ採集セラルベシ

哲同とてお世老なり

一 町人などもの只とて支那方以てと陸世老は
白後と書かれたる如きは我を後子細行有
るを中并松平貞盛等石川貞徳とてかき
白尾書なり

一 格あそびとて中世とていふ事あるは
なり

一 此書方甲府後藤某とてありお中へかき
上は哲同とてお世老なり

一 陸奥中へ平家ゆきとてもの事あり人下候と
おしるは哲同とていふ事あり

一 陸奥中へ平家ゆきとてもの事あり人下候と
中より教へしお勤なりとの以てお中とて中
て又は書かす御知事人下候とてかき
御しとてお世老なり

一 右外書物とて不及中かきとていふ事あり
自れ中世とて柳子細有るは御上とて有る事
なり

海人の子孫もあつたに由らむ五百枚とわ
く一重地初めあつたに由らむ一重地
不人想ておれりて如敷科也仍知如体

天和二年八月

天和二年癸亥正月

是

一 以月控知て其史に記すに
人言て火の風心告す其自れあや
はりて言を意に揚てりて事
一 向て原表に内り納入不審ぬもの又ハ火付
よのうに古揚文苑方へて建て文持家
その後付史に并て公叙して
多し紅重石り其文苑方へて事

一車中物向後傾くは心細し

舟火の夜地車は法をうつるの事ある事

一火の夜は遠く舟の火の法は舟の火の後

舟の事

一舟烈を世に渡りて舟の事ある事

舟の事

天正四年九月

天和三年癸亥四月

是

金紗 ぬい 蕪の子

右品々向後中衣は子刺禁書にて強愛あり物也

紀子生年いりて舟の事ある事

或百月より舟の事ある事

四月廿八日

右品服取中衣

天和三年癸亥二月

寬

一 此紗將皮外毛織於

一 今線

一 牛乳

一 糖易於

一 薑易於

一 茶符石不似厚木

一 既易於

右京へ入御船持来りて向後日中洞多
為信信也

癸二月

天和二年癸卯二月

是

- 一 徳大寺元忠中より徳大寺横楽流の
刀をせり後二月
- 一 徳大寺中徳源より徳大寺家業勤の
乙七刀を二月
- 一 兼乃信乃女は中宮内侍の
外信を用中持兼乃信乃中袖石を
一 町人の後信乃中徳源より徳大寺

而に於てくゝるなり

一 所人録證の火の音刀を中するなり

一 格束刀を喧覺仕の由に安言する事及曲の

一 巨作なり

一 法平法眼申創の医原也礼日外白由ての事

一 法中申の南美しくの事をあるなり

己上

亥二月廿五日

貞享三年乙丑二月

定

頃川みりよさのわうきよもの事なり事石由

一 事にも一際重事あり曲の事なり

一 ころわうきよのありハ 浪三百枚

一 因於の中人修人の事ありハ 同五百枚

一 諸絶事ありの事ありハ 同五百枚

右の事ありの事ありハ 浪證の因於を科と

ありハの事ありの事ありハ 事あり

貞享三年二月

貞享三年丙寅月

早差

諸絶改向後流西一月正休身之能之次第何也
持方身加最之今方之可事何也

四月廿二日

貞享三年丙寅六月

是

如蒙於ぬひ此制禁と作ぬはた有未受ひる
白後活攝之令和代根又言不給目とせり懸
るに高貴はたむとぬひふのたるる兼成候旨
敷い天は言はれ書寄申すの言付也

七月十八日

石見殿前へ申上

右之和史の抄中世到中方の後身及び其
人又其人より其の長行願可なり

元禄七年十月三日

元禄七年甲戌十月

覚

予判不_レ也_レ爰外_レ予判_レ押款_レ予判_レの
其信_レ心_レ正_レ在_レ給_レ申_レ極_レ吉_レ予判_レの
少_レも書_レ遠_レ在_レい_レなり_レ中_レ乃_レ教_レい_レ何_レ又_レ字_レと_レ何_レも
た_レも佛_レの_レ心_レを_レ白_レ遍_レ不_レ苦_レい_レ是_レ予判_レの
了_レ一_レは_レ佛_レを_レ予判_レ不_レ在_レい_レ何_レも
疑_レ交_レ再_レの_レ佛_レの_レ心_レを_レ印_レ住_レる_レ爰_レ也

戌十月日

馬堂藏

元禄八年乙亥九月

元

一 今度今度物事は御付物事は今度迄は世
 弓へ了後之旨有未今度は御付物事は
 世に古今物事は御付物事は御付物事
 上納今度は御付物事は御付物事
 一 今度今度物事は御付物事は御付物事
 今度今度物事は御付物事は御付物事
 今度今度物事は御付物事は御付物事

今此書雖多所不可盡言者亦復不少也
其古今所行重者皆以爲記也
古者之書也

元九月日

元禄九年丙子二月

是

- 一 系初所集乃二人内向後有人也及不之在也
- 一 伏尼其乃方回心系初所集乃想也 作其也
- 一 只そと系初乃方也給月大取集と作其也
- 一 与方也系初元二組回心也十人元二組と集也
人支絶之住也
- 附 伏尼其乃内回心人伏尼其乃也
- 一 人取所集乃三人内有人元向後乃也

一 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎...

一 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎...

一 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎...

己丑

二月

元禄九年丙子七月

光

一 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎...

一 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎...

一 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎...

山笑...

一 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎...

一 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎...

一 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎... 櫻子之取可乎...

く由安の中にもうと右の事又三本外
の事又三本外
の事又三本外
の事又三本外
の事又三本外

一 臣指の事年送書未初申公卿の右事又
三本外の外にあり

一 若くは不修の事年送書未初申公卿の右事又
三本外の外にあり

付 其の事年送書未初申公卿の右事又
三本外の外にあり

右の諸事名始末を以て及入上中後
句後送書未初申公卿の右事又
三本外の外にあり

一 東の事年送書未初申公卿の右事又
三本外の外にあり

子七月九日

Blank writing area with vertical lines.

元禄九年丙子七月

覚

此書は傳堂公の遺稿に於ては其の筆蹟を以て其の真偽を定むる可し其の筆蹟は古くは唐の草書に似たり其の筆蹟は古くは唐の草書に似たり其の筆蹟は古くは唐の草書に似たり

七月九日

[Blank writing area]

元禄九年丙子分

寛

一 陽明心学の祖有るは是れより大徳に及
 信公は其の流に傳ふる人にして其の
 一 容事有るは其の流に傳ふる人にして其の
 其 陽明心学の祖有るは是れより大徳に及
 一 陽明心学の祖有るは是れより大徳に及
 其 陽明心学の祖有るは是れより大徳に及

分

元禄十二年己卯二月

一人賣買跡堅令禁じし百長て十人男女
もこの年季十五年と隔るといふも向後年
季に隔てて濠代に古物よつて為す討取
申ひ名つて存せざる也仍如件

元禄十二年己卯月 奉行

元禄十二年己卯同九月十日
上意此
御膳本之旨不勝幸甚由是始也
白石以不出及人并出雲代小給
与下与只係以也
和国九月十日
是
一厚條再衣於法乃有示与限意
馬堂藏

元禄十二年己卯同九月十日

上意此

御膳本之旨不勝幸甚由是始也
白石以不出及人并出雲代小給
与下与只係以也

和国九月十日

是

一厚條再衣於法乃有示与限意

丁未年八月

一 婚嫁之法及全子祝儀物札等一具又
一 物白言物未係後約上願一書付事
一 振舞の儀述べた事

一 所存の申、宿亦に於ては承取了事
此の事

一 法事再ち社方、奇を物未多儀免
怪了此の事

一 儀、志原人女了此の事細不付事也

丁未年八月

右の如く、此の事と志原了事の如し

和国九月十日

是

一 今度、此の事由吉付、執事及お旨の
後分限未似合、諸令管事、未定、此
一 一書付事

一 此の事、此の事、此の事、此の事

亦多之書解一田救之書も有るら友はる
 して解は和と名ん均組中支院くも
 甚限て事少事
 一法事復約て傳ると作書と案も心也
 とい復約に法歌存のり一也古村支院方
 とい何事

和同九月十日

布衣下田段人田吉元中令分不元

一 百石	貳拾石
一 百又拾石	貳拾石
一 貳百石	三拾石
一 貳百又拾石	三拾石
一 三石	四拾石
一 三石又拾石	四拾石
一 四石	五拾石
一 四石又拾石	五拾石
一 五石	六拾石

五百〇拾	七拾
六百〇	七拾
七百〇	七拾
八百〇	八拾
九百〇	九拾
千〇	百
千一〇	百又
千二〇	百拾
千三〇	百拾又

千四〇	百又拾
千五〇	百又拾又
千六〇	百三拾
千七〇	百三拾又
千八〇	百四拾
千九〇	百四拾又
千〇〇	百五拾
千一〇〇	百五拾又
千二〇〇	百六拾

一 以子三言有 百七拾六也

一 以子四言有 百七拾也

一 以子五言有 百七拾也

一 以子六言有 百八拾也

一 以子七言有 百八拾也

一 以子八言有 百九拾也

一 以子九言有 百九拾也

一 以子十言有 百也

以子

是

一 子力 以危 以危以下 坊之元 感人

所人 舞之 格樂 衆之風人外又

子

右一書中下与不用了也 二と三と成る也

言用也

中同九月

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 曰及於方不坐并出物嫡子為其人

一 校第拾一人西天と云ふに第拾一人

一 醫師拾一人第履者一人校第拾一人某

第拾一人

一 師叔拾五人而一校第中一歩つ外

了は抄事

但取及人ハ了為只今と云ふ事

一 口申付違ふ言はれ且山勢了多列公張出拾

一人と云ふ言はれ二書能理二本は

二本と云ふ言はれ又名未了了列の

一 九子名も又子名と拾一人八人

一 四子名も又子名と拾一人七人

一 或子名も又子名と拾一人六人

一 九百も又子名と拾一人五人

一 或百も又子名と拾一人

一 又子名も又子名と拾一人

一 三子名も又子名と拾一人

一 三子名も又子名と拾一人

但書取并其書号申及人押是拾一人

一 怪案七柄、筆了為、貴山、筆、

一 信長、筆、右、列、公、能、忘、右、人、殺、誰、之、休

少、勢、了、中、外、事、

右、信、意、及、了、事、事、也、在、信、之、心、凡、皆、

三、不、中、信、仍、信、官、中、外、乃、字、所、外、事、

際、不、及、成、林、了、事、外、事、也、

中國九月

元禄十二年庚辰二月

光

一 新親、原、仍、江、而、之、子、心、下、千、石、之、心、也、

中、梁、不、以、色、組、有、來、此、事、以、了、為、之、心、也、

為、組、物、子、來、縁、之、心、也、

中、外、事、

組、之、心、也、

中、外、事、

一 千、石、心、也、

了為を如たけし能く抄る書院原形抄并
床よりせん面より申雲以後か成りて付
了為を周事

改不直せしして不付不世つるに海
了は紅子

一古身下抄末流乃自の音別句後怪不之
此周事

一或乃自の意を限了事能乃其用はる為
申欠の教を申了は紅子

一刀腰を梅木と云と目之不しは極了は紅子

一衣於の後乃る言の端不言句由礼日つり
云在懐分不音子

一婚姻流乃る若きと作終亦意を限は
了は紅子

一婚姻祝後抄乃るかへし隨分懐は時服成
拾枚より肉と云と云を限はかへして及し

一若白乃るいれかへし懐は了は紅子
婚姻の外抄を料定二行不業後取一色

不之過は内は以て悦びて外は以て恥ぢず
及事

附 仰蒙り承るべく并尚悦ぶ所存
至未持来不用事

右 諸書多し惣旨念て後等様了事
候はし

辰上月

室永二年乙酉二月

是

一人組の因心白坂屋を世に先承末
はは神及見たりて事以て且又以て
千人組の因心百達子公方御心
乃今午初有念と用て事候し候
下り

一 火事場白の御心付申度事候

火價の極了紅の坐

西二月

[Faint vertical text in columns, mostly illegible]

宝永二年己酉七月

是

一 仰城内外石連の能く名人教前定之能
 有る人少くは名色に能く所信月之にも
 有るは有る所信有る能く之は年事
 附又希く彼は月之有るは石連と外
 此は有る所信有る

一 二子名色に有るは名色に有るは有る
 但書以て有る有る所信人少くは有る有る

一 万石以下は公惣と兼て各府に設け置る
 一 宅地は各府に於て休閑地を以て裁減せしむ
 一 商人の多かりし所を以て裁減せしむ
 一 用土を以て裁減せしむ
 一 用土を以て裁減せしむ

一 商人知少外分派を以て裁減せしむ
 一 商人知少外分派を以て裁減せしむ

一 以て裁減せしむ
 一 以て裁減せしむ

一 以上は各府に於て裁減せしむ
 一 以上は各府に於て裁減せしむ

一 以上は各府に於て裁減せしむ

一 以上は各府に於て裁減せしむ
 一 以上は各府に於て裁減せしむ

Blank manuscript page with vertical lines.

室永平年戊子正月

元

一 今度東船出陣も大坂出陣も世に有用
 自由とあるはなほ何方より以て賣高は
 丸方御方と存じとて新島より一色
 用より組大坂の品とて十段よりおれ
 了は積り事
 一 只今とて新島中備今もあはれ文九更
 より回中文とて積り定よりおれ事

書人海... (一) 五月... 子

附大馬... 五月... 子

一人... 五月... 子

子

子

室永... 子

子

一... 子

元... 子

切... 子

子

Blank manuscript page with vertical lines.

室永平年戊子九月

是

一 大馬 美先年白古福加古知今根小
後同恭派上降了度每用吉

一 市科 私任其年貴收納中七方馬古交私
市科八更成及私任上而地改了假中
子九月

